テイラーメイド型社会人学び直しコース内規

（目的）

第１条　この内規は、神戸大学における出張講義等実施要項第8条の規定に基づき、神戸大学工学部（以

下「本学部」という。）におけるテイラーメイド型社会人学び直しコース（以下「本コース」という。）

の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　本コースは受講生が、既知の知識について学び直すものであり、技術開発や研究指導等は行わない。

　（受講資格）

第３条　本コースの受講資格は、高等専門学校卒業又はこれと同等以上の学力があると認められる者とする。

（受講申込）

第４条　本コースの受講を希望する者は、テイラーメイド型社会人学び直しコース受講申込書（別紙第１号様

式）を本学部総務課研究助成係（以下「研究助成係」という。）に提出するものとする。

（受講者の決定方法）

第５条　本コースに受講申込があった場合、研究助成係は申込者が指導を希望する教員に連絡し、当該教

員は申込者と実施日時、内容、回数等を相談のうえ決定し、研究助成係を通して教務委員会に報告する

ものとする。

（受講料等）

第６条 申込者は、所定の期日までに、受講料を納付しなければならない。

２　受講料は、1時間あたり8,000円とし、総受講時間の上限は原則6時間とする。

３　受講料の8割を指導教員のインセンティブに配慮し、指導教員の研究費として配分する。

（受講者の義務）

第７条　本プログラムの受講者は、受講にあたり本学が行う教育に支障を生じさせないよう努めるとともに、本学関係者の指示に従わなければならない。

（受講の停止）

第８条　受講者は次の各号に掲げる場合には、受講を停止するものとする。

(1)受講者がテイラーメイド型社会人学び直しコース受講停止届（別紙第2号様式）を提出し、受講を停止

する意思を示したとき。

(2)受講者が、前条に規定する義務に違反し、本学の秩序を乱し、又は受講生としてふさわしくない言動等

があったと、教務委員会で審議の上、学部長が認めた場合。

２ 前項による受講の停止の場合であっても、既納の受講料は還付しない。

（損害賠償）

第９条　本コースの受講生は、故意又は過失により本学の施設、設備等を破損、滅失又は汚損したときは

速やかに届け出るとともに、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

（事務）

第１０条　本コースに関する事務は、研究助成係において処理する。

（雑則）

第１１条この規則に定めるもののほか、本コースの実施に関し必要な事項は、別に定める。

　　附　則

この内規は平成２８年１月１日から施行する。

別紙第1号様式

テイラーメイド型社会人学び直しコース受講申込書

下記のとおり、神戸大学工学部「テイラーメイド型社会人学び直しコース」の受講を申し込みます。

|  |  |
| --- | --- |
| 申込者氏名　※ |  |
| 申込者勤務先等及び連絡先　※ |  |
| 申込者最終学歴 |  |
| 担当を希望する教員氏名　※ |  |
| 学びたい内容　※  （できるだけ具体的に） |  |
| 希望回数及び総時間数　※  （総時間数の上限は原則6時間です。） |  |
| 備　考 |  |

　（※印の欄は、必ずご記入ください。それ以外はお差支えなければ参考までにご記入ください。

＊メールで申し込まれる場合は、件名を「テイラーメイド型社会人学び直しコース受講申込」とした上で

神戸大学工学部総務課研究助成係（[eng-kenkyujosei@office.kobe-u.ac.jp](mailto:eng-kenkyujosei@office.kobe-u.ac.jp)）宛に本申込書を添付してお送り下さい。

※受講料の振込手数料については、受講者負担とさせていただきますので、予めご了承下さい。

※テイラーメイド型社会人学び直しコース内規 第8条による受講の停止の場合、受講料は還付されませんので予めご了承下さい。

本件に関するお問い合わせ

神戸大学工学部総務課研究助成係

TEL：０７８－８０３－６３３２

E-mail：[eng-kenkyujosei@office.kobe-u.ac.jp](mailto:eng-kenkyujosei@office.kobe-u.ac.jp)

別紙第2号様式

テイラーメイド型社会人学び直しコース受講停止届

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 担当教員名 | |  |
| 指導内容 | | |
| 受講開始年月日 |  | |
| 予定申込回数及び時間数 |  | |
| 指導済み回数及び時間数 |  | |
| 受講停止理由 | | |
| 私は、テイラーメイド型社会人学び直しコース内規第8条2項を了承のうえ、上記のとおり、テイラーメイド型社会人学び直しコースの受講停止届を  提出いたします。  平成　　年　　月　　日    届出者　　　勤務先等名  　　　　　　　　　　　　　　　　住　　　所  　　　　　　　　　　　　　　　　連絡先  氏　　　名　　　　　　　　　印 | | |